

科学技術基本計画の決定について

- 1 新たな科学技術基本計画（平成13～17年度）については、総合科学技術会議からの答申「科学技術に関する総合戦略」を受け、政府が、その内容を科学技術基本計画として、3月30日に閣議決定したところ。
〔なお、総合科学技術会議から出された答申の内容については、基本的に、昨年12月に科学技術会議から出された「科学技術基本計画に関する答申」内容を認めるものとなっている。〕
- 2 今回決定された科学技術基本計画の内容としては、前回の基本計画に比べ、国家的・社会的課題に対応し国として重点的に取り組むべき分野が明確化されている。
- 3 具体的には、特に重点を置き優先的に研究開発資源を配分すべき分野として、「ライフサイエンス」、「情報通信」、「環境」、「ナノテクノロジー・材料」の4分野が示されている。
- 4 農林水産省としては、今回の基本計画の作成過程に当たって、農林水産業と関連が深い食料問題や環境問題に関する技術政策が十分に反映されるよう努めてきたところであり、その結果、ライフサイエンス分野、環境分野等において、機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学
食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等の食料科学・技術
自然循環機能や生物資源の活用等により、資源循環を図る循環型社会を実現する技術
等の推進について、明確に位置づけがなされている。
- 5 また、今回の基本計画においては、前回の基本計画と同様に5カ年間（平成13～17年度）の政府研究開発投資総額の目標24兆円（前回計画期間（平成8～12年度）の目標額17兆円）が示されている。